

○北九州市落書きの防止に関する条例

平成20年3月25日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、落書きが都市の美観を損なわせるのみならず、他人に不快感を抱かせ、かつ、多大な迷惑を与える行為であることにかんがみ、その防止のため必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「落書き」とは、道路、公園その他の公共の施設又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の物件の表面で不特定多数の者の目に触れる部分に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字若しくは図形を表し、又は色彩を付すことをいう。

(落書きの禁止)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(落書きをしている者等に対する措置)

第4条 市長は、落書きをしている者又は落書きをしようとしている者に対し、当該落書きをしないよう命ずることができる。

(啓発その他の施策)

第5条 市は、この条例に定めるもののほか、落書きの防止の推進に関し、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)の規定に基づき、その防止の推進のための啓発その他の施策を実施するものとする。

(立入調査等)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に落書きが行われている場所等必要と認める場所に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例第9条第1項に規定する迷惑行為防止重点地区(次号において「重点地区」という。)内において、第3条の規定に違反した者
 - (2) 重点地区以外の場所において、第4条の規定による命令に違反した者
- 付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第8号で平成21年3月25日から施行)